

生駒市井出山体育施設指定管理者候補者審査結果報告書

令和6年11月14日

生駒市体育施設並びに生駒市井出山体育施設
指定管理者候補者選定に係る
生駒市プロポーザル審査委員会

はじめに

生駒市井出山体育施設については、民間事業者の指定管理者による管理運営を行っている。

本施設の管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と効率的かつ効果的な管理運営を行うことや、市民の社会体育とレクリエーション、その他地域スポーツのより一層の推進と管理運営経費の節減等を図るとともに、生駒市スポーツ推進計画に掲げられた取組の実施に向け、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととなった。

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者等のノウハウや創意工夫あるアイデアを有効に活用するため、公募型プロポーザルを実施し、本委員会は、審査過程の透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び指定管理者候補者を選定するため、令和6年8月14日に設置された。

そして、同年9月2日から10月7日までの募集の結果、2団体から応募があったことから、この度、当該2団体から提出された事業計画案について、委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者候補者に選定した者

- (1) 名 称 株式会社東京アスレティッククラブ
- (2) 所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号
- (3) 代表者 代表取締役 正村 宏人

2 応募の状況

- (1) 応募者 2団体
- (2) 提案内容等の概要

別紙「生駒市井出山体育施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

3 選定方法等

「生駒市井出山体育施設指定管理者募集要項」に定める審査基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順

- ① 応募書類の確認

事務局

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされないときは失格とする。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、提案要領に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

本施設の管理運営を行う能力を有する奈良県、大阪府又は京都府内に拠点となる事業所（本店所在地の場所は不問とする。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の要件を満たすものとする（個人での応募はできないものとする。）。

- ① 申請書類提出時において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。
- ⑦ 令和3年度から令和5年度までの間に、地方公共団体において同種または類似業務の運営実績があること。

イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

A 複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し応募すること。

なお、グループの構成員となった場合は、別に単独で応募することはできない。また、他の複数グループの構成員になることもできない。

B 本件に関し審査委員会委員への接触の事実が認められた場合は失格となることがある。

C 応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 1次審査（書面審査） 審査委員会

1次審査（書面審査）については、提出された応募書類により書面審査を行う。審査基準については、後述の審査基準に基づき審査を行う。ただし、応募者が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査 審査委員会

1次審査通過者を対象に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は、約35分とする。 ・応募者による説明 20分以内 ・質疑応答 15分
説明内容	提出された応募書類（事業計画書、収支計画書等）に沿った説明を求める。
参加者	1団体につき5名以内とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した下記の「審査基準」によるものとする。

評価項目		配点	
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針について	5	5
管理運営業務について	運営体制（組織）・人員体制について	5	40
	利用者サービス向上・利用促進について	10	
	安全管理・救急体制について	5	
	環境配慮への取組について	5	
	地域貢献等について	15	
自主事業の取組	創意工夫のある自主事業の取組について	25	30
	指定管理料の減額や経費の縮減を図ることができる効果的な提案	5	
管理運営の安定性	団体の財政の健全性	5	10
	類似施設等の管理運営実績について	5	
収支計画	経費の縮減	10	20
	適切な経費の算定について	10	
市との配分割合	収入が支出を上回った場合の市と指定管理者との配分割合	5	5
合 計		110	

③ 審査委員会による評価

審査委員会は、上記「審査基準」に掲げる評価項目ごとに、同審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

（評価の特例）

- ・評価項目「管理運営の安定性」の「団体の財政の健全性」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。

- ・評価項目「収支計画」の「経費の縮減」及び評価項目「市との配分割合」は、応募者の提案内容に基づき、事務局で評価を行うものとする。

(4) 指定管理者候補者の選定

2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定する。

ただし、評価が上位である場合であっても、個別の評価項目において、著しく低い評価となった場合は、指定管理者候補者として選定しないことができる。また、審査委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、適格者なしとすることができる。

(5) 指定管理者候補者の位置付け等

指定管理者候補者の選定については、指定管理者としての正式な指定を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとする。

(6) 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点（評価項目ごとの得点及び合計得点。）、選定理由及び審査の経緯（会議での主な意見、講評等）は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

4 選定までの経緯

- (1) 募集要項等の配布 令和6年9月2日（月）から10月7日（月）
- (2) 応募の締切日 令和6年10月7日（月）
 - － 応募者数 2団体
- (3) 審査委員会の開催 令和6年10月29日（火）
 - － 2次審査（プレゼンテーション）
 - － 指定管理者候補者を選定

5 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、2次審査を行った。

プロポーザル審査委員会による審査結果は、下記のとおりである。

指定管理者候補者として、株式会社東京アスレティッククラブを選定し、次点候補者として、A&N共同事業体を選定することとする。

評価項目		配点	得 点	
			(株) 東京アスレティッククラブ	A & N 共同事業体
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針について	5	4.6	3.4
管理運営業務について	運営体制（組織）・人員体制について	5	4.6	3.6
	利用者サービス向上・利用促進について	10	8.8	6.8
	安全管理・救急体制について	5	4.4	3.6
	環境配慮への取組について	5	4.4	3.6
	地域貢献等について	15	13.2	9.6
自主事業の取組	創意工夫のある自主事業の取組について	25	23.0	12.0
	指定管理料の減額や経費の縮減を図ることができる効果的な提案	5	4.6	3.4
管理運営の安定性	団体の財政の健全性	5	2.0	3.0
	類似施設等の管理運営実績について	5	4.8	4.0
収支計画	経費の縮減	10	10.0	6.0
	適切な経費の算定について	10	8.0	7.2
市との配分割合	収入が支出を上回った場合の市と指定管理者との配分割合	5	5.0	5.0
合 計		110	97.4	71.2

(3) 選定理由

- ・現指定管理者としての実績を活かし、誰ひとり取り残さない持続可能な公共サービスと市民の生涯スポーツ拠点施設としての施設管理運営を行うとともに、第2期生駒市スポーツ推進計画に掲げる目標の達成に寄与する取り組みについての提案がされていること。
- ・人員体制では障がい者雇用や地域雇用、施設管理運営面では地元企業との連携など、地域貢献を意識した多くの提案がされていること。
- ・市が推進している環境マネジメントシステムを十分理解し、施設の管理運営において環境に配慮した取組が期待できることや、市が達成を目指しているSDGsの取組を進める提案がされていること。
- ・電力調達では、いこま市民パワー株式会社を調達先候補として検討する提案がされていること。
- ・屋内温水プールに多目的更衣室を設置し、障がい児・者などが安心して利用できる環境整備

の提案がされていること。

- ・ 体育施設（グラウンド）のＬＥＤ照明の導入の検討やテニスコートへの日除けテントの設置など、現状の課題及び将来を見据えた施設の改修に関する提案がされていること。
- ・ 施設利用者の満足向上のためバーチャルフィットネスの導入や体育施設の備品充実についてなど多様な事業提案がされていること。
- ・ トップアスリートと連携し、各種スポーツイベントを開催し、市民の競技力向上に対する取組の提案がされていること。
- ・ パラスポーツの振興に寄与するため、パラアスリート等を招聘し、パラスポーツ・ユニバーサルイベント実施の提案がされていること。
- ・ 学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動推進事業において、コーディネーター配置による連携体制の強化や実施主体として活動場所の確保や指導者確保、新たなクラブの設立など具体的な提案がされていること。
- ・ 学校水泳授業の更なる受入や指導、プール授業への支援についての提案がされていること。
- ・ 施設利用者や自主事業の集客を図るため、様々なパブリシティ媒体やＳＮＳ等の活用の提案がされていること。

以上の点から、本施設の管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、株式会社東京アスレティッククラブを指定管理者候補者に選定したものである。

[資料]

生駒市井出山体育施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要